

聖籠町告示第二十号

聖籠町軽自動車税減免要綱を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町軽自動車税減免要綱

(趣旨)

第一条 この告示は、聖籠町税条例(昭和三十五年聖籠町条例第三号。以下「条例」という。)第七十八条及び第七十九条に規定する軽自動車税の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公益による減免)

第二条 条例第七十八条に規定する公益のため直接専用するものと認める軽自動車等は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等とする。

- 一 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第一号から第六号までに掲げる事業を経営する社会福祉法人が所有する軽自動車等で、直接その本来の事業の用に供するもの
- 二 社会福祉法人である社会福祉協議会が所有する軽自動車等で、援護又は更生を要する者の援助の用に供するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか町長が公益のため直接専用すると認めたもの

(身体障害者等に対する減免)

第三条 条例第七十九条第一項第一号に規定する身体障害者等の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第一の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表

の中欄及び右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

二 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第二の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表の第一号表の二又は第一号表の三に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

三 療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日児発第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知）第三・一（一）に定める重度の障害を有するもの（療育手帳に「A」判定の表示があるもの）

四 精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。）の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める一級の障害を有するもの

2 前項の規定により減免することができる軽自動車等は、一人の身体障害者等について、自動車又は軽自動車等のいずれか一台とし、自動車検査証に事業用と記載されているものを除くものとする。

（車両の構造上の減免）

第四条 条例第七十九条第一項第二号に規定するその構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等とは、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等とする。

一 車椅子の昇降装置又は固定装置を装備しているもの

二 浴槽を装備しているもの

三 前二号に掲げるもののほか町長がその構造が専ら身体障害者等の利用に供するものと認めたもの

(補則)

第五条 この告示に定めるもののほか施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

障害の区分		身体障害者本人が運転する場合の障害の級別	身体障害者と生計を一にする者又は介護者が運転する場合の障害の級別
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴覚障害		2 級及び 3 級	2 級及び 3 級
平衡機能障害		3 級	3 級
音声機能障害		3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢不自由		1 級から 6 級までの各級（注）	1 級、2 級及び 3 級の 1
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級及び 5 級	1 級から 3 級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級（2 級のうち 1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	1 級及び 2 級（2 級のうち 1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1 級から 6 級までの各級	1 級から 3 級（3 級のうち 1 下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）までの各級
心臓機能障害		1 級及び 3 級	1 級及び 3 級
腎臓機能障害		1 級及び 3 級	1 級及び 3 級
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級	1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級	1 級及び 3 級
小腸機能障害		1 級及び 3 級	1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	1 級から 3 級までの各級
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級	1 級から 3 級までの各級

（注） 「下肢不自由 7 級」 が 2 以上ある場合は「下肢不自由 6 級」とする。

別表第2（第3条関係）

障害の区分	身体障害者本人が運転する場合の障害の程度	身体障害者と生計を一にする者又は介護者が運転する場合の障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	特別項症から第4項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
腎臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症